

中世の江津と都野氏

井上寛司

一、はじめに

中国地方最大の川、江川が日本海に注ぐ河口部周辺地域（現在の島根県江津市）は、石見中世史の中にあつて、とりわけ重要な位置を占める地域の一つであつた。江川によって陰陽を結ぶとともに、石見国における日本海沿岸のほぼ中心に位置することによって、石見地方日本海水運の拠点的位置を占める、そうした交通の要衝としての機能を果たしていたと推定されるからである。江津市神主にある多鳩神社⁽¹⁾が、物部神社（石見一宮、大田市）や黒川神社（石見三宮、浜田市）とならんで中世石見国二宮に指定されたのも、この地域のもつ右のような地理的・歴史的重要性を示唆するものといつてよいであろう。また中世のこの地域では、益田氏の一族福屋氏をはじめ、都野氏・河上氏・都治氏などがそれぞれ勢力を競い、その動向と盛衰は石見中世史全体に大きな影響を及ぼした。

以上のような特徴をもつこの地域の歴史は、これまで各種の市町村史によって種々検討が加えられてきた。大島幾太郎『那賀郡誌』

（一九四〇年執筆、七〇年九月刊行）、『二宮村史』（大島氏執筆、一九三〇年）、山本熊太郎『江津市の歴史』（一九七〇年）、『江津市誌』上（中世、山根正明氏執筆、一九八二年）などがその主なものであり、それらはそれぞれにこの地域の中世を解明する上に大きく貢献してきたといつてよい。しかし、これら諸先学の研究も、一歩ふみこんで検討してみると、依然として不明な部分が極めて多く存するほか、その歴史理解そのものにも看過しえない多くの疑問が含まれていることを指摘しないわけにはいかない。一般的にいって、石見中世史研究の現状は、(1)主として著しい史料の制約によって生じた歴史の空白部分をどう埋め、それによってどう地域社会のトータルな歴史像を構築していくのか、(2)これまで当然のことと考えられてきた通説的ないし通俗的な歴史理解を、あらためてしっかりとした基盤の上に置き直し、誤りを正し、そのことを通してどう右の課題(1)を達成するための確かな足掛かりを築くのか、この二つを早急に解決すべき課題として提起しているといつてよいが、右に指摘した江津地域中世史研究の現状は、まさにその具体的な事例の一つと

評価できるのである。

本稿は、以上に述べたような問題状況の整理の上から立つて、あらためて筆者なりに中世江津地域の歴史を再検討・再構築しようとするものである。但し、準備時間等の制約もあって、全面的にこれを展開することができないため、ここではとりあえず、右の二つの課題のうちの後者(2)を中心に、具体的には中世都野郷と都野氏を中心として考えてみることにしたい。ここにいる中世都野郷とは、ほぼ現在の江津市江川以西の北半部を占め、江川河口部の郷田と都野津および二宮多鳩神社をその中に含んでいた。都野氏とは、いうまでもなくこの都野郷を領有した領主である。ところで、右のような形で本稿の課題を限定するのは、主として次のような理由によつていゝる。その第一は、山根氏も指摘しているように、福屋・河上・都治氏等の諸氏に較べ、都野氏の場合まだ比較的史料に恵まれていると考えられること、第二にこうした事情を反映してであろうか、諸先学の地域史分析もこの部分を中心として進められてきたという経過があり、本稿の課題との関係からいっても、この部分の検討が最も重要だと判断されるからである。さらにもう一つ、都野郷・都野氏について検討を加えることは、先行研究の批判的検討にとどまらず、本節の最初に中世江津地域を特徴づけると指摘した水運や二宮多鳩神社との関係等の分析を通して、中世江津地域の歴史的・構造的特質の解明に一定の寄与をなしうると考えるからである。

都野郷・都野氏関係の史料が比較的恵まれているといつても、それはあくまで相対的な問題であり、史料の著るしい制約が存することになりはしない。推測に推測を重ね、思わぬ誤りを犯すことになり

はしないかと恐れるものである。先学諸賢の厳しいご叱正を強く期待する。

二、中世都野氏の出自

(一) 都野氏諸系譜の検討

中世の都野氏について考えようとする場合、まずあらかじめ検討を加えておく必要があると思われますのは、その出自をどう考えるかという問題である。というのは、諸先学の研究ないし分析方法について検討してみると、そこには共通して次のような特徴が見出され、そのことが以下すべての考察、地域史分析に固有の困難と混乱をもたらす一つの大きな要因になっていると考えられるからである。共通に見出される特徴とは、(1)中世都野氏を後世になつて作成された諸系譜によつて理解するという、共通の歴史分析方法の上から立つていること、(2)都野氏系譜としては、『萩藩閥閥録』巻八十五ないし『石見誌』所収のものが最も正統なものと受けとめられ、その記載に従つて中世都野氏や都野郷、さらには江津地域の歴史が理解されていること、この二点である。そこでまず、こうした理解や考へ方そのものが果たして妥当とみなしうるのかどうかを、都野氏諸系譜の具体的な内容に即して検討してみることにはしたい。

周知のように、都野氏の系譜としては、従来、

(A)、藤原姓宇都宮氏の苗裔とするもの。

a、萩藩閥閥録(巻八十五、都野氏家譜)

b、石見誌

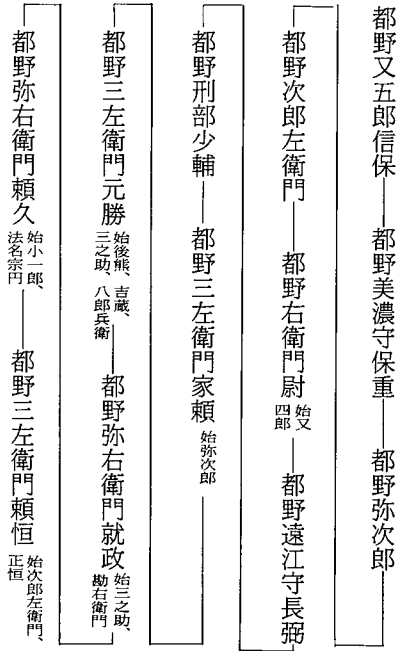
(B)、源姓新羅三郎義光の苗裔とするもの(石見八重葎)



この二つないし三つが知られており、一般には(A)に従って理解されてきた。次に掲げた表はその内容を摘記したものであるが、しかしこれを詳しく検討してみると、それらはいずれも極めて疑問の多いものといわざるをえない。まず(A)―aについてみると、(1)信保以前は「先祖不詳」とあって、もともとこの家系図が著るしく制約されたものであることが知られる。(2)後述するように、信保は南北朝初期、保重は室町末期に生存したことが確認されるにもかかわらず、この系図ではあたかも親子であるかのように記され、また保重と次の弥次郎が実際には記載順位が逆であるなど、家系図としては極めて不備なものといわねばならない。(3)都野美濃守保重を除いて、他はすべてこの家譜を所持していた萩都野三左衛門が、この家譜とともに所持していた都野家文書の中にその名の見える人物であり、さ

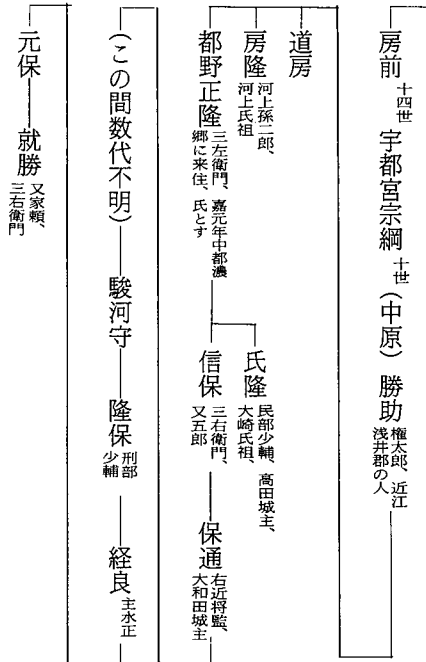
都濃(野)は藤原姓で、宇都宮の末業と伝える。先祖妥地の内に、石見国那賀郡都野郷あり。ここに住み、以後宇都宮を改め、都野と称す。都野又五郎信保以前の先祖不詳。

A-a. 都野氏系譜(I)



天兒屋根命 ^{二十三世} 藤原鎌足 ― 不比等

A-b. 都野氏系譜(II)



きの(1)・(2)とあわせ考えると、この家譜は都野氏が萩に移住して後、都野三左衛門ないしその父が自家に伝わる文書に沿ってこれを作成したことが推測され、従って家譜そのものとしては著るしく価値の低いものだと判断せざるをえない。

これに対し、(A)―bは(A)―aに一定の考証を加えて形成されたものと推定され、近江中原氏にひきつけてその来歴が記されているところに特徴を見出すことができる。しかし、(1)保通(南北朝初期)から駿河守(新左衛門尉長保と推定される、戦国期)までの間が欠落し、a以上に内容のないものとなっている。(2)隆保のあと、経良↓元保としており、明らかに事実と反するなど、これまた(A)―aと同様極めて不備なものといわざるをえない。

一方、(B)についてみると、(1)勝助・正隆・氏隆が(C)―bと合致し、

C. 都野氏系譜(IV)

中世の江津と都野氏 井上寛司

頼康 三河守範頼四男、吉見三郎為頼八代孫太郎範春、能州より石州に移り、都野庄に住し、都野を称す。都野吉郎、駿河守、甲斐守、左近将監、石州大和田城に住す。永享六・三・三卒。二〇卒。

豊長 勝次郎、駿河守。父の譲りを隆永に譲り、石州に住。文明一三・三・二〇卒。

長保 少輔次郎、刑部。右衛門尉。隆安 宮内卿、駿河守、刑部少輔、石州。郷之城に住。慶長一・二・二二卒。

某 判右衛門、称大島、石州住、岩国打入の後、兄弟ともに和伊守経良を頼り来る。二〇石宛下さる。

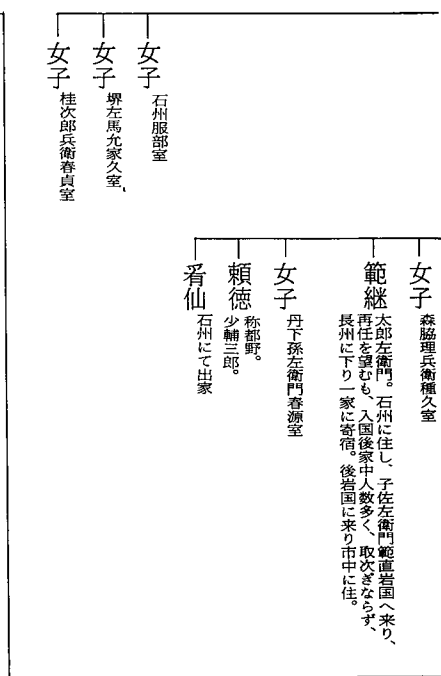
永保 称都野、少輔次郎、越中守、刑部少輔、越後守、隆安の嫡男なるも、一族の吟味により弟経良を嫡家と定む。

就勝 称都野、勝次郎、右衛門、三左衛門。就安 称都野、勝次郎、三左衛門。これ以後就に住す。

包康 小右衛門。岩国打入の後、紀伊守経良を頼り来て禄二〇石を賜わり再任。初有福、後都野に復す。

したのもいれること、そして萩、岩国に移った都野氏がそれぞれ異なる祖先伝承をもっている、この点からもこれらの系譜がいずれも後世になって作成されたものであることが知られること。第二に、経良の項の記載から、都野氏が石見国から萩や岩国に転封となったさい、「一族方々」に文書等が分配されたことがうかがわれること。第三に、岩国に移った都野氏が有福氏と称し、有福を「旧領」として、これまた従来系譜(A)・(B)を中心に考えられてきた都野氏の理解に修正をせまるものであること。

右のうち、第三の点については後述するとして、第二の点についてみると、現在都野氏関係文書は、主要には、(1)都野三左衛門所持文書(『萩藩閥閥録』巻八十六)、(2)都野七兵衛所持文書(同上、



遺漏卷五ノ二)、(3)大嶋省三郎所持文書(『岩国藩中諸家古文書』)、(4)有福新輔所持文書(同上、焼失)という形で現在に伝えられており、さきの系譜の記載の正確さが知られるのである。

以上、やや煩雑な考証に終始したが、これによって最初にも述べたように、従来(A)・(B)などの諸系譜によって理解されてきた都野氏の出自理解がいかに根拠のないものであるかが明白となったであろう。私たちは、こうした系譜にまどわされることなく、あらためて都野氏を見直してみることが必要なのである。

(二) 史料よりみた都野氏の出自

前項での反省の上に立つて、以下本項では直接史料の中から都野氏の出自を考えてみることにしたい。ところで、都野氏という名称は、すべての系譜が共通して指摘しているように、中世になって都野郷を支配するようになってからの名称であり、従ってその出自を明らかにするということは、「都野氏」が何時、どのようにしてこの都野郷を領有するに至ったのかを明らかにすることでなければならぬ。

いま、右のような観点に立つてながめてみると、さしあたり次の三点が注目されるであろう。その第一は、都野氏系譜(A)において、たとえ伝承であるとはいえ、都野氏が近江国中原氏の出であるとされていること。系譜にみえるこの伝承は、宇都宮氏・新羅三郎・小笠原氏・吉見氏など中世石見にそれぞれ勢力を誇った領主とはその性格を異にするという点で、何らかの史実を反映している可能性を示唆するものといえよう。第二に、正和元年(一一三二)七月二八

日狩野貞親相博状⁽³⁾において、加志岐別符五分一のもの所有者として「伴三郎実保」の名が見出されること。そして第三に、元応二年(一一三〇)八月一七日某氏女讓状⁽⁴⁾において、都野郷波代村が「原氏女」の所領としてみえること、以上である。

右のうち、第二の点についてみると、結論的にいって、筆者はここにみえる伴三郎実保こそ鎌倉期の都野氏の姿を示すものではないかと考える。その根拠は以下の通りである。まず第一に、貞応二年(一一二三)三月の石見国惣田数注文⁽⁵⁾では、加志岐別符について「都野郷之内有福」との割注が付されており、かつて鎌倉、南北朝期ごろには加志岐別符(後の有福村)が都野郷の一部を構成し、従って加志岐別符も本来は都野氏の所領の一部であったと考えられる。第二に、前述した都野氏系譜(C)において、有福を旧領だとしてわざわざ「有福氏」を称しており、この点でも加志岐別符がもと都野氏の所領であったことが推定される。一方、第三に、天正一四年(一五八六)四月の山辺神社棟札に「伴朝臣経良」、また文禄二年(一五九三)七月の飯田八幡宮棟札に「伴氏朝臣都野俣熊丸」と記されている、都野氏の本姓が「伴氏」であったことがうかがわれる。最後に、伴三郎実保はこの後都野氏歴代の通字として現われる「保」の字をもっており、この点でも実保が都野氏であったことが裏付けられる。以上のことから、都野氏の本姓は「伴氏」であり、鎌倉期には都野郷と加志岐別符をあわせ領有していたことが推測されるのである。

次に、第三点についてみると、ここでは「原氏女が養子の孫鶴丸に二宮神田を除く都野郷波代村半分の田地と浦在家を讓渡しており、これらの領有権は代々の関東下文によって保障されてきたという。

つまり、ここで某氏女が讓渡した権利内容は地頭職と考えられるのであつて、それが都野郷の一分地頭職であり、かつその領有主体が女性であることを考えると、この女性は何野氏の出で、分割相続によつて都野郷の一部を与えられたと推定することができる。⁽⁸⁾ところで、本文書は署名部分の一字が後代何らかの事情によつて削り取られたらしく（かすかに痕跡を認めることができる）、「□原氏女」の□の中にいかなる字を当てるかが問題となる。残念ながら、この点に確固とした解答を与えることは困難であり、なお慎重な検討を必要とするが、筆者は先述した第一点にそのヒントが与えられているのではないかと考える。先述したように、後世になつて作成される諸家譜において、現実的な勢力をもつ小笠原氏や吉見氏等にその先祖を仮託したり、また藤原氏などの名族にその出自を求めたりすることは広く一般に認められるところであり、とりたてて異とするに足りないということもできよう。しかし、こと中原氏ということになると、同じ朝臣姓でも藤原氏などとは異なる実務派官人の系列に属し、その身分的地位からみても、理由もなく、また系譜(A)―(b)にみられるようにわざわざ藤原氏に繋げてまでこれを主張しなければならなかつたとは考えられないのであつて、むしろ中原姓こそがその本来のものであり、それが伝承という形をとりながらかすかに残されたと考えられるのである。以上のことから、さきの□の中には「中」の字を当てて考えるのが、少なくとも現状においては最も妥当であるように思われる。そしてもし以上の推定に誤りがないとすれば、都野氏は伴（大伴）姓中原氏をその本姓とし、中世所領都野郷や加志岐別符（有福）の領有を契機として、都野氏あるいは有福

氏を称するに至つたものと考えられることができるのである。

さてそれならば、この伴氏・中原氏を称する都野氏とはいつたいどういう人物なのか。筆者は、これまた結論的にいつて、古代末、中世成初期の石見国在庁官人の一人ではなかつたかと考える。それは、(1)この都野郷が石見国二宮の鎮座する国衙支配にとつての重要な地域であり、当然のことながら石見国衙の支配が強く及んでいたと考えられる、すなわち石見国衙に連なる在庁官人の所領であつた可能性が大きいと考えられること、(2)加志岐別符という別符の所有は、ちょうど久利別符が在庁官人清原氏（久利氏）の所有であつたことにも示されるように、国衙権力機構に連なる在庁官人であるといふのが一般的だと考えられること、(3)中原氏は、一般に文書作成などのすぐれた行政実務能力をもつ家柄として、各国国衙機構の一定部分を担つており、⁽⁹⁾石見国においても清原氏とならんで国衙在庁官人の一角を形成した可能性が考えられること、などからこれ推測することができるよう思う。都野（中原）氏は久利（清原）氏と同様、十世紀以後国司による任国支配が強化される中で、その国司権力を支える実務派官人として国司にとまなわれて石見国に赴き、やがてそこに独自の権力基盤を築いて土着し、後の都野（有福）氏へと発展していったと考えられるのである。

三、中世都野氏の所領構造

(一) 都野氏の「本領」

前節での検討により、中世都野氏の所領が本来加志岐別符と都野郷から成り立つていたことが明らかになつたと考えるが、しかし問

題はこれから先にこそあるのであって、都野氏がいつたどこに拠点を置いてこれらの所領支配を行っていたのかが、あらためて問われねばならない。この問題は、従来都野氏諸系譜や伝承等によって、例えば、都野正隆（千金月出城主）・氏隆（高田城主）・保通（大和田城主）・隆保（都野城主）・家頼（亀山城主）などと理解され、どこに都野氏の拠点が存在するのかが極めてあいまいにされてきた、こうした問題に一つの解答を与えることにもなるであろう。

ところで、都野氏による領域支配の拠点を明らかにするためには、その所領構造がどうなっていたのかをまず明らかにする必要があるが、これについて考える上で注目されるのは次の二点である。その第一は、天正一四年（一五八六）四月二六日の都野弥次郎経良給地付立案¹¹⁾に、神主上村・千金村とならんで「本領」がみえ、その記載内容等からみて、ここにいう本領が都野津・和木・嘉久志・郷田などの日本海沿岸部一帯をさすと考えられることである。神主上村などの内陸部に対比して都野津・郷田などの日本海沿岸部が本領とされていることは、当時都野氏の領域支配の拠点が日本海沿岸部にあったことを示すものであり、そうした点からすれば、江川の河口部に臨む丘陵上にあつて、近くに観音寺・普濟寺・山辺神社等の有力寺社が配置された郷田亀山城こそ都野氏の拠点であつたと考えるのが妥当だということになる。これに対し、もう一つは注目されるのは、さきの系図(C)に「旧領有福村」とあり、ここでは「旧領」が「本領」に準ずる意味で使われていること、しかも徳治二年（一三〇七）一二月七日六波羅下知状写によると、さきに都野氏と推定した伴三郎実保の父が有福伴三実長と有福姓で呼ばれていて、有福

村（加志岐別符）こそが名字の地〓本領であつたと理解されることである。従つて、もしこの推定の上に立つて考えるならば、実長によつて築城されたといわれる上有福加志岐城が当時における都野氏の領域支配の拠点であつたということになる。では、このそれぞれその内容を異にする本領を、私たちはどう理解すればよいのか。時間的な経過に即してみれば、最初（鎌倉期）有福に置かれていた支配の拠点が、戦国末期に郷田に移されたと理解できるように思われる。果たしてそのように考えてよいのであろうか。以下、項を改めて考えてみたい。

(二) 多嶋神社と都野神主

中世都野氏の所領構造について考えようとする場合、まず第一に問題となるきは、さきの天正一四年給地付立において、神主上村が千金とともに都野津、郷田などと区別され、本領ではない、後に新しく獲得ないし給付された所領だとされていることである。これはいったいどういう意味なのであろうか。

右の点について考える上で、まず注目されるのは次の二つの史料である。

(史料一)¹²⁾

追而申候、此方為一味於現形者、當知行之儀聊不可有相違候、殊上村神主跡職之事御愁訴候、是又令同心候、少_レ不可有余儀候、猶吉川和泉守可有演説候、恐々謹言

(永祿四) 十二月十二日

元就 御判

(史料二)¹³⁾

急度令申候 (中略)

一 彼表之儀、思召俣御大利候条目出度候、横源兵方度々被差出候、同道中氣遣申候、御本領等之儀過半申澄、我等本望不過之候、為御使御辛勞由にて、銀子一枚被遣候、取次申候間、為御心得候

(中略)

(永禄四)

十二月十八日

(都野掃部助)

都掃

(上田内膳守)

上田

(飯田兵衛)

沼忠 御宿所

(吉川和果守) 吉原 經安 御判

右のうち、史料一にいう吉川經安からの連絡というのが史料二にあたると思われるが、この二通の文書が都野氏にあててされたのは福屋氏の毛利氏からの離反にさいし、都野氏がこれと行動を共にせず毛利方に止まったためであり、これにより都野氏は本領の安堵とともに、新たに神主上村を給付されることとなったわけである。ところで、この場合神主上村の「跡職」を都野氏が要求し、それが認められたという経過から考えると、これ以前神主上村は福屋氏もしくは福屋方神村氏等が知行しており、それが福屋氏の敵対を機に毛利方に没収されて欠所となり、当知行分(本領)とあわせ、改めて都野氏に与えられたと推定することができる。つまり、さきの天正一四年文書で神主上村が本領と区別されていたのは、こうした事情を背景にするものであったと考えられるのである。

では、それならばこの神主上村は最初から都野氏とは関係のない所領だったのであろうか。これについて考える上で重要だと思われ

るのは、次の史料である。

(史料三)

石見国都野次郎五郎時保謹言上

欲早任傍例下賜裏書安堵全知行、当国都野郷内上村一分地頭職并佐乃目村、同塩屋海等間事、

右、於当地頭職者、任親父実円讓状、当知行無相違地也、而云軍忠云相伝無子細上者、下賜安堵御下文全知行、弥為抽戦功、恐々言上如件

貞和七年正月

(安堵外願裏書)

「任比状可令領掌、若構不実者、可処重科之状、如件

貞和七年二月廿九日 (花押欠)

(史料四)

参御方致忠節者、本知行地事不可有相違ノ状、如件

延文四年

五月十六日

(マ、) 右馬頭

津野上村二郎五郎殿

これらの文書は、応永年間から近世に至る佐乃目村と宇屋加村の堺相論とかかわって、その証拠文書の一つとして筆写され、偶然今日に残されたものであり、筆写のさいの誤写もあるようだが、しかしその内容は十分に信頼しうる、貴重な内容を伝えるものと評価できよう。さて、右の史料によってみると、都野次郎五郎時保は上村一分地頭職と佐乃目村および同塩屋、海等を父実円から讓渡されてお

り、史料四ではこの時保は「津野上村二郎五郎」と称され、明らかに上村をその所領としていたことが知られるのである。ところで、これよりさき暦応四年(一三四〇)、都野郷は幕府から吉良満貞に与えられ、さらに東福寺に寄進されて寺領の一つとなっており、都野時保は当時南北両朝に対し第三勢力として勢力を拡大しつつあった足利直冬と結んで所領の回復・確保につとめていた。⁽¹⁷⁾史料三の安堵外題の署名が欠落しているが、貞和七年という年号から考えて、その発給主体が直冬であったことは明白であり、史料四にいう「御方」というのも直冬方を指すと考えて誤りないであろう。そしてこの史料四において「本知行地」とあることからすれば、上村もまた都野氏の本領の一部であったと推定することができる。すでに山根氏も指摘しているように、東福寺による都野郷支配は、形式的には南北朝期を通じて維持されたというものの、ほとんど実質的な意味をもたなかったと推測され、その実質的な支配権は都野氏の掌握するところであったと考えられる。そして史料上明示されてはいないが、上村以外の神主等についても、事態はおそらく同じであったであろう。つまり、さきの天正一四年文書で本領にあらざとされた神主上村は、かつては都野氏の本領の重要な一角を構成しており、それが後福屋氏もしくは福屋氏と結ぶ勢力の手に帰して都野氏領から離れ、永禄四年(一五六一)再び都野氏の所領として回復されたと考えられるのであって、都野氏が毛利氏に神主上村跡職を要求し、毛利氏が直ちにこれを承認したというのも、以上のような歴史的経過をふまえてのことであったと推定されるのである。

さて、右の点ともかかわって、もう一つ検討しておく必要がある

のは石見国二宮多鳩神社の問題、すなわち多鳩神社と都野氏との関係についてである。これについては、従来南北朝、室町期までの多鳩神社の祭祀権と社領支配権は神主氏によって掌握されており、都野氏がこれを支配するようになるのは室町末期の長禄四年(一四六〇)以後のことだと考えられてきた。こうした理解が導き出される根拠は必ずしも明確でないが、およそ次の二点を指摘することができるといえる。その第一は、暦応三年(一三四〇)八月二〇日小笠原貞宗代武田弥三郎入道軍忠状および同年八月二五日三井孫五郎藤原資基軍忠状に、福屋氏・高津氏などとともに南朝方として都野(津野)神主の名が見え、一方都野氏としてはほぼ同時期に都野又五郎信保・大和田城主都野左近将監保通・都野城主都野弥三郎などが史料上に散見されること、従って都野神主というのは都野氏ではなく神主氏であり、具体的には神主兵庫重武を指すと考えられること。第二に、長禄四年(一四六〇)九月二六日室町幕府奉行人連署奉書(史料五)⁽¹⁸⁾の内容から考えて、都野氏が多鳩神社の神主職と社領支配権を獲得したのはこの時が最初であり、従ってそれ以前は都野氏以外のものがその地位にあつたと考えられ、さきの第一点とあわせてそれは神主氏と推定されること。

(史料五)

都濃美濃守保重申、石見国二宮神主職并社領等事、去年被施行之処、遵行難渋之上者、早任御判之旨、可被沙汰付保重之由所被仰下也、仍執達如件

長禄四年九月廿六日

(飯尾元運カ)
大和守
松田秀興カ
丹後守

出羽左馬助殿
(祐房)

以上、右にあげた二点は筆者なりの理解に基づくものであり、必ずしも諸先学各論者の見解を正確にとらえているとは言えないかも知れない。その点、こうした形でのまとめを行うことに大きな不安と責任とを感ずるものであるが、ただここで敢えて一言述べておきたいと思うのは、(1)石見を含む島根地域史研究の現状(とくに古代・中世史分野)にあつては、こうした諸説の論拠なるものをまとめること自体が大きな困難をともなっている、換言すればそれぞれの学説や諸説を支える論拠が極めてあいまいで不明瞭なものが多いという点、(2)こうした状況は、諸説が主として市町村史などにおいて展開されているということにも関係していると思われるが、問題はむしろ論拠を明示して自説を提起・展開するという学風そのものが十分定着していないところにあると考えられること、(3)こうした状況のもとで、著るしく論拠に乏しい「学説」なるものが活字のもつ特有の「説得力」と「影響力」をもつてまことしやかに提示され、ますます論拠に乏しい諸説(これは「学説」というよりも「憶測」というべきであろう)が飛びかうという事態を生み出していること、(4)もちろん、それは論者の自由であり勝手だといつてしまえばそれまでのことだが、しかし現実には、その結果として、地域住民の科学的で正しい地域史認識の発達が大きく妨げられることになることすれば、やはりそれは重大な問題をはらんでいるといわざるをえないこと、(5)従つて、こうした事態を早急に克服するためにも、私たちはどこまでが確かな事実であり、どこからが論者の推測なのか、またその推測を支える根拠は何なのかを明確にするよう努めることが何

よりも必要だということ、以上である。一例をさきの都野氏にとつていうと、都野神主が神主氏だとするのはともかく、それが神主兵庫重武だといふのはいつたいいかなる根拠にもとづくものなのか、筆者には全く理解できない。

さて、再び本論にもどつて従来の諸説についてみると、いくつかの点でこれに疑問を抱かざるをえない。その第一は都野神主についてである。従来これを神主氏と理解してきたのは先述の通りであり、おそらくそれは「都野神主」の神主を神主氏と理解したことによるのであろう。しかし、こうした史料の解釈には疑問がある。まず第一に、「都野神主」という場合の神主とは「神主の地位に有る者(神主職の所有者)」の意味であつて、必ずしも直ちに神主氏を指すとはいえない。第二に、「都野神主」とは「都野(郷)にある神社の神主」の意であつて、当時二宮多鳩神社は都野郷の神社として理解されていたことが知られる。第三に、専門の神職が設けられる近世以後とは異なり、中世にあつては、その地域を支配する領主(俗人)が同時に神職を兼ねるというのが一般的な姿であり、例えば石見三宮黒川神社はその地域を支配した岡本氏が神職と社領支配権をもち、また出雲国一宮杵築大社では国造出雲氏が杵築大社の祭祀権・社領支配権を掌握すると同時に、鎌倉中期以後は鎌倉幕府の地頭・御家人としても活躍した。同じく出雲国の二宮に準ずる位置を占める佐陀神社では、同社の神主朝山氏が「佐陀神主」と称して佐陀荘の地頭職を兼帯していた。一方、先述のように、神主上村を含む都野郷は当時都野氏の支配下におかれていたのであつて、右の三点と考えあわせると、「都野神主」というのは「佐陀神主」と同様、

都野郷の領主都野氏と理解するのが最も妥当だと考えられるのである。

右のような推測はまた、都野氏が石見国の在庁官人中原氏にその出自をもっているということによつても肯首される。先述のように、中原氏は石見国衙の在庁官人という有利な地位を利用して、都野郷とともに加志岐別符の領有を実現したわけであるが、中世の中原氏が都野氏と称したことに示されているように、その所有支配の中心はやはり都野郷にあった。それは都野郷が石見国二宮多鳩神社の所在地であつたからに他ならないのであつて、極端な言い方をすれば、中原氏が都野郷を領有した最大の理由は、石見国衙在庁官人の一人として二宮多鳩神社の祭祀権と社領支配権を掌握、統制するためであつたといつても過言でない。要するに、都野(中原)氏は中世成立期の平安末期以来多鳩神社の神主職と社領支配権をもつており、それ故に「都野神主」と呼ばれることもあつたと考えられるのである。従つてまた、そうだとすれば中世都野氏の所領支配の拠点が多鳩神社もしくはその周辺にあつたことはいうまでもないところであつて、康永二年(一二三三)三月日内田弥八郎政景軍忠状⁽²³⁾にみえる都野城(高田城)こそそれであつたと推定できるであろうし、あるいはこの都野城において幕府方内田政景と戦鬪を交えた都野弥三郎こそ「都野神主」その人であつたかも知れない。高田城は、加志岐別符(有福)と都野郷のほぼ中心に位置し、二宮多鳩神社に近接すると同時に都野津をはじめとする日本海沿岸部をも見通すことのできる、拠点たるに最も相応しい条件を備えていたと考えられるのである。なお、さきに加志岐城が鎌倉期における所領支配の拠点

であつた可能性が考えられると指摘しておいたが、右の点をふまえて考えると、それは大和田城(渡津)・月出城(千金)などとともに都野郷(有福を含む)の周辺部に配置された支城の一つであり、伴三郎実保の父実長が有福姓をもつて呼ばれたのは、加志岐別符地頭の別称という一時的な通称に止まつたのではないかと考えられる。

ところで、以上のように考えてくると、さきに掲げた史料五の解釈が改めて問題となつてくる。疑問点の第二はこの点にある。山根氏をはじめ、各論者が一致して、この時はじめて都野氏が多鳩神社の神主職と社領支配権を獲得したと理解した点については、右述のことからこれに従いえないが、それならばこの史料の内容はどう理解すべきなのか。残念ながら、南北朝末期から室町後期に及ぶこの間半世紀余の史料が欠落してしまつてゐる現状において、これに明快な解答を与えることは困難だが、少なくとも従来の理解とは逆にこの時期都野氏による多鳩神社支配が重大な危機に直面してゐたことは疑いのないところであろう。問題は、その危機の具体的内容およびその歴史的性格をどう理解するのかにある。この点、必ずしも明確ではないが、次の三つの事柄はこれについて考える上で一つの示唆を与えるものといえるのではないか。

その第一は、後述のように、この後戦国期に至つて都野氏の本拠地が神主高田城から郷田龜山城に移されたと考えられること⁽²⁴⁾。そしてそのさい、都野津・郷田などの日本海沿岸部が本領とされたのに対し、かつての拠点地域に神主上村は副次的な位置を占めるにすぎない所領とされたこと。第二に、先述した永祿四年の都野氏による所領(神主上村)回復のさい、およびそれに至る経過の中で、神主

氏・上村(神主)氏等の名が史料上に散見され、いずれも都野氏とは敵対関係にあったと推定されること。第三に、史料によって確認されるだけでも、加志岐別符五分一・同五分四・波代村・上村一分・佐乃目村など、都野郷内の各所領がほぼ村単位で一族内部に分割され、またこれにともなつて庶子家がそれぞれその所領名(村名)を称して分立する傾向が強かつたと推定され、この点からすると神主氏・上村(神村)氏もまた都野氏の一族、その庶子家の一つであつた可能性が強いと考えられること。以上、これら三つの点をふまえて考えると、史料五において都野保重が室町幕府から二宮神主職・社領等を安堵された背景には、もちろん他氏族による神主職の押奪という可能性が全く考えられないわけではないが、やはりむしろ同社の支配をめぐる都野惣領家と庶子家(上村氏等)との鋭い矛盾・対抗関係が、もはや公権力の介入によらなければ解決しえないところまで至つていたことを示しているのではないか。従つて、もし以上の推定が認められるとすれば、史料五の意味するところは、従来考えられてきたように都野氏がこの時はじめて多鳩神社の支配権を掌握したなどということでないのはもちろんのこと、都野氏(惣領家)による都野郷支配(多鳩神社を含む)が極めて危機的な状況にあつたということに他ならないと考えられるのである。

(三) 水運の発展と根拠地の移転

前項での考察により、中世成立期の平安末期以来、二宮多鳩神社の近くに拠点をおいて都野郷支配を行つてきた都野氏が、惣領と庶子という一族内部の矛盾・対立の激化から、多鳩神社および神主上

村地域の支配を動揺させ、やがて戦国期にはその拠点を日本海沿岸部の郷田地区に移すに至つた経過を推測した。しかし、都野氏による根拠地移転の理由をこうした消極的な要因にのみ求めることができないのはいうまでもないところであつて、第一そうした理由によつては、何故新しい拠点が郷田におかれねばならなかつたのかという歴史的必然性を明らかにすることもできないであろう。この点筆者は、都野氏の根拠地移転にもう一つの、より積極的な理由があつたと考える。それは、室町末、戦国期に至つて日本海水運および江川水運が飛躍的な発展を遂げ、これに対応することが強く求められたということである。以下、この点について若干検討を加えておくことにしたい。

まず、本論に入るにさきだけ、あらかじめ注意しておく必要があるのは、(1)中世は水運の時代とも呼ばれるように、かつての陸路交通に加えて内外海水運、河川水運が大きな発展をとげ、その重要性を増した。(2)これは山陰の日本海地域においても同様で、そこでは出雲国美保関が丹後半島以西の山陰地域水運全体を統括する中心的位置を占めており、石見国では戦国末期毛利氏によつて温泉津が山陰地域支配の拠点港として重視されるようになるまで、江川河口部周辺がその中心的位置を占めたと推定される。(3)多鳩神社が石見国二宮という地位を占めたのも、この地域が石見国における中世水運の中心的位置を占めていたことに深い関係をもつていたと考えられる、などである。右のうち、第三点について若干の補足をしておくと、多鳩神社は海の守護神とされる事代主命を祭神とし、また船を描いた多数の絵馬を所蔵しており、『石見八重葎』などによつてみて

も、かつては多嶋神社の参道が直接都野津地域と結ばれていたことが知られるなど、多嶋神社が海の安全・航海の安全を祈念することをその本来の最も重要な課題・任務としていたことが推定されるのであって、それは単に都野郷ないしその周辺のみならず、石見一国レベルの政治的・社会的機能であったと考えられる。一般に、中世諸国一宮制には、例えば出雲国の杵築大社のように一宮の称号をもたず、従って二宮・三宮の存在しない国と、石見のように一宮・二宮・三宮の称号をもつ神社が併存する国との二類型が存在する（後者の方が一般的）が、この両者の違いは、本来一宮の果たすべき政治的・社会的また宗教的機能が、それぞれの国の地理的・歴史的諸条件等によりいくつかの複数の神社によって分散、分有されたかどうかにあると考えられ、石見国二宮多嶋神社の場合、そうした機能分担の一つとして海の安全と沿岸防備祈念をその主要な任務・機能としていたことが推定される。

さて、以上のような推定の上に立つて考えると、本来都野氏は都野津を中心とする中世水運に深いかかわりをもつ領主であったと考えられるのであるが、都野氏のもつそうした社会的機能が重視され、また都野氏自身これに積極的に関与するようになるのは、やはり山陰地域水運が飛躍的な発展をとげる室町末、戦国期のことであったと思われる。いま、こうした視角から都野津および江川河口部が占める地域的・歴史的重要性と都野氏とのかかわりを示す事例を整理してみると、さしあたり次の四点を指摘することができる。

その第一は、中国・朝鮮側で記された地誌（図書編・日本図・海図編・日本風土記）のいずれにも、石見国の港として都野津がみ

えること。この内、章潢の記した明書『図書編』には「撮市」とあり、筆者を含め従来はこれを須津にあてて理解してきた。²⁰⁾しかしこの理解には疑問があり、やはり都野津と理解すべきであろうと考える。その理由は、(1)都野津の表記が「撮奴市」であることから知られるように、「撮市」は「ツツ」であって「スツ」とは読めない、(2)須津には都野津や浜田などにみられるような顕著な港湾機能が当時備わっていたとは考えられず、また本書以外に「撮市」を見出すことができない、(3)以上の点から考えると、本書に「撮市」とあるのは、誤って「奴」を欠落したか、もしくは都野津を「ツツ」と聞き間違えたかのいずれかと考えるのが妥当であろう、以上である。都野津は石見五港ないし石見七港の一つとして、石見国を代表する中世の港であったことが中国・朝鮮で広く知られていたのである。

第二に、右の点ともかわるが、『海東諸国記』に応仁二年（一四六八）朝鮮に使者を派遣した人物として「北江津太守平吉久」の名がみえること。この点についてもまた、従来筆者を含め、一般には平吉久が文明二年（一四七〇）に使者を派遣した桜井津土屋宗賢と同じ土屋氏で、千金から使者を派遣したと理解された。²¹⁾しかし、こうした理解にも疑問があり、以下に述べるいくつかの理由から考えて、やはりこれは都野氏と理解すべきであろうと思う。まず第一に、ここにいる「北江津」が、従来理解されてきたように仮に千金を指すとしても、例えば天正元年（一五七三）二月二十八日小野佐乃目連署契約状²²⁾に都野氏の一族として月出豊後守の名が見出されるように、千金はこの前後を通じて都野氏の所領の一分であったと考えられるのであって、土屋氏がここを拠点として貿易を行ったとは

考えられない。第二に、永正六年（一五〇九）八月二四日石見岡本氏知行書立に「江津之内かくし」と記されていることからもうかがわれるように、江津とは江川河口部周辺の日本海沿岸部を指す地域名称であったと考えられ、まして「北江津」が江川を約四キロメートルも遡った千金地区を指しているとは到底考えられない。「北江津太守」という表記からしても、これを都野氏にあって、都野津がその拠点港⁽³⁾であったと考えるのが最も妥当であろう。第三に、この応仁〜文明年間に朝鮮に使者が派遣されたのは、いずれも奇端を口実とする朝貢⁽³⁾であつて、同じ土屋氏が二度も、それも短期間の内に使者を派遣したとは考えがたい。最後に、都野（中原）氏もまた平氏の一人であり、この点でも不都合はない。平吉久なる人物が具体的に誰を指すのかは明らかでないが、以上の推定のように都野氏だとするならば、当時における都野氏の惣領、都野次郎左衛門尉⁽³⁾その人ではなかつたかと考えられる。なお、『籌海図編』には石見七港の一つとして「哥」がみえ、一般には江津を指すと理解されている。この推定が正しいとすれば、その具体的な場所は「石見八重律」所引「石見式拾ヶ所名所」に「古江津」と注記された沓江、もしくは同じく「今江津」と注記された郷田（亀山城の足下）を指したと考えてよいであろう。都野津とならんで、江川河口部もまた重要な港として知られていたことがわかる。先述した桜井津をはじめとする江川水運の発展がその背景をなしていたと推測できるであろう。

さて、第三点として注目されるのは、室町末・戦国期に至り、石見国の地域支配とかかわつてあらためて江津・都野津などが重要視され、注目を集めるようになったと考えられることである。これに

ついては、いくつかの史料から推測することが可能であるが、その内の二、三を例示すれば次の通りである。(1)「三郷由来記」・「都治根元録⁽³⁾」などの記すところによると、大永二年（一五二二）七月出雲尼子氏は美保関から「郷津」に船を回して「三隅氏を攻撃」したという。(2)翌大永三年一月、尼子経久は今度波子浦を「切取」つたとして、これを出雲日御碕神社に寄進⁽³⁾。(3)天文九年（一五四〇）頃出雲進攻作戦をひかえた大内義隆は、小笠原長隆あての書状において、都野遠江守（長弼）に江要害の警固を命じたとして添状の提出を要求⁽³⁾。以上のうち、(1)と(2)は出雲国に拠点を置く戦国大名尼子氏が、石見への進出にさいしとりわけ江津地域をその槇頭堡として重視していたことを示すものであり、そのことは出雲への進出をねらう大内氏についても同様であつたことが(3)によって知られる。そして、この場合とくに注目されるのは、例えば尼子氏にとつて江津地域がもつた意味を考えてみると、それが現実には日本海水運における重要拠点の一つであつたというだけでなく、石見国のほぼ中心にあつて、いわば石見国の「窓口」という象徴的な位置を占めているという、この二つのことが同時に強く意識されていたと考えられることである。そのことは、例えば雲隠石伯四力国にまたがる尼子氏領国支配の宗教的権威・守護神としての位置を占めた出雲日御碕神社が、さきの大永三年の尼子経久の寄進によつて獲得した波子浦を領有することによつて、あたかも石見一国をその支配下においているかのよう意識していたことによつても知られるところである。尼子氏や日御碕神社が強く意識していた江津地域のもつこうした宗教的・観念的価値、これこそ多嶋神社によつて体现されていた石見国二宮の

歴史具体的な意義と内容に他ならなかったのではないだろうか。戦国期の江津地域は現実的な水運の発展と同時に、否それ故に戦国大名の領国支配の発展という点でも新たな注目を集め、活況を呈したことが推測されるのである。但し、このことは他方において石見国二宮制の新たな変容を意味するものでもあった。従来の二宮二宮多嶋神社とは別に、波子浦に成立した十羅刹女(9)(日御碕神社末社)が、戦国大名尼子氏の権力を背景として二宮に代る独自の宗教的権威と社会的機能を果たすに至ったことは、多嶋神社のみならず都野氏に対しても新たな対応を求めずにはおかなかったからである。都野氏による本拠地移転の条件の一つとして、こうした点も考慮に入れておく必要があるのではないだろうか。

さて、最後に今一つ注目されることは、右にみたような水運の新たな発展とそれへの積極的な対応を通して、中世都野氏に新しい発展の可能性が開かれたと考えられることである。元龜二年(一五七一)と推定される年末詳正月一九日毛利元就書状(10)において、都野氏は「浦もち衆」の一人として軍勢を催されており、水運に長けた領主として評価を得ていたことが知られる。しかも、「都野己下之浦もち衆」とあるように、毛利、吉川氏の直轄領であった温泉津、浜田を除く、石見におけるその代表的な位置を都野氏が占めていたのであって、それは江川河口部に拠点を置く領主たるにふさわしい評価であったということができよう。

以上四点にわたって指摘したことは、室町末から戦国期、とりわけ戦国期に至って都野津、江津などの江川河口部周辺が内外における水運の重要拠点として、軍事的・経済的のみならず政治的・社会

的にも重視されるに至ったことを示すものであり、都野氏がその本拠地を内陸部神主から郷田に移したのも、こうした情勢の変化に積極的に対応せんとするねらいをもつものであったと考えることができる。その本拠地移転の時期は史料に明示されておらず、厳密には判断しかねるが、都野氏の菩提寺郷田観音寺に隆安のものと思われる墓石があることなどから考えて、都野隆安(保)の時代、十六世紀半ばの天文末(11)・永祿初年ごろではなかったかと推定される。

四、都野氏による領域支配の展開過程

本節では、これまで述べてきたことの総括をかねて、都野氏による領域支配がどのような歴史的経過をたどったのか、そこにはどのような歴史的特徴が見出されるのかを、時代を追いながらごく大雑把にながめておくことにしたい。

(一) 平安末、鎌倉期

この時期の都野(中原)氏は、石見国の有力在庁官人の一人として二宮多嶋神社の祭祀権・社領支配権を掌握し、また都野郷・加志岐別符を所有し、石見国における重要な位置を占めたことが考えられる。その所領支配の拠点は、多嶋神社もしくはその近くにあってと考えるとよいであろう。

鎌倉期には、いつの頃からか幕府の支配下に入り、都野郷・加志岐別符の地頭職を獲得したと思われる。しかし、この鎌倉期を通じて村単位での所領の分割相続が進行し、所領の細分化にともなう庶子家の分立と、また所領をめぐる一族内部の矛盾、対立も深まった

と推定される。こうした中で、とくに注目されるのは、都野氏（惣領家）の所領支配が都野郷に比重を置くようになり、また鎌倉末期に至って加志岐別符五分の一が没収され、都野氏の手を離れたことである。右のうち前者は、建治元年（一二七五）の譲状により嫡子実保に譲渡されたのが加志岐別符五分の一にとどまり、残り五分の四が実長の後家とその子道智に与えられたことから推測され、また後者は東国御家人狩野六郎左衛門尉貞親が勲功の賞により「実保跡」を与えられ、のち相博により越生氏の所領となったことよって知られる。この場合、都野実保の所領（加志岐別符五分一）がいかなる理由によつて没収（収公）され、またそれがいかなる勲功に対する恩賞として狩野氏に与えられたのかはとも明らかにできないが、南北朝末期にはこれら全体（有福村Ⅱ加志岐別符）が周布氏の所領とされていることから考えて、加志岐別符五分の一（都野氏惣領分）の没収は、この後の都野氏に大きな影響を与える重要な契機となつたことが推測される。

（二）南北朝・室町期

南北朝期の都野氏の動向で注目されるのは、残された史料によつてみる限り、都野氏が終始、それも一族をあげて反幕府の態度を貫ぬいているところであり、この点で極めて特異であるとともに、そのことが一層都野氏の困難をもたらすことになったと推定される。右のような都野氏の動向（とくに一族をあげて反幕府方であつたという点）は、単なる史料残存の偶然性によるものかも知れず、なお慎重な検討を要するが、以下に述べるような当時の都野氏のおかれ

た状況やその後の動向をみると、必ずしも史料残存の偶然性にのみよるものとは考えられないように思う。それは、まず第一に、都野氏から没収された加志岐別符が越生氏あるいは周布氏の手に戻し、その越生氏・周布氏が幕府方であつたところから都野氏が南朝方についたと考えられること、そして第二に、またその故であろうか、南北朝内乱の早い時期に今度は都野郷そのものが没収され、それが幕府の手で吉良氏さらには東福寺に与えられたため、一層都野氏が反幕府方に追いやることになり、やがて足利直冬と結んで幕府軍と対決するという、抜きさしのならない事態の中に都野氏を追いこんでいったと考えられるからである。いずれにしても、南北朝期の都野氏が三隅氏とやらんで強力な反幕府方の旗手として行動を展開したことは明らかであり、そこには右に述べたような事情が強く影響していたと考えて誤りないであろう。都野氏にとつて、それはまさに自らの存亡をかけての闘いに他ならなかつたのである。そしてこの間、東福寺領になつたとはいえ、都野氏の本拠地は依然として多嶋神社ないしはその近く（都野城Ⅱ高田城）に置かれており、大和田城・千金城・縹卷城などにはいずれも分立した庶子家が、その四周を固める任務を帯びて配備されていたと考えられる。

しかし、都野氏によるこうした歴史的選択が結局実を結ぶことなく終つたのは周知のところであつて、暦応四年（一三四一）八月の大和田城主都野保道をはじめとして、次々と城を落されて幕府Ⅱ北朝方に降伏し、永和二年（一三七六）閏七月末の江津での戦闘を最後に、石見における南北朝の内乱も終結した。石見国において最後の最後まで抵抗を続けた都野氏も、遂に幕府方に降つたのである。

都野氏が何時幕府方に投降を申し出、承認されたのか、またそのさいの条件は何であつたのか。これらの点についてはいずれも史料が残されておらず明らかでないが、その投降の時期は永和二年をそれほど大きく下るものではないであろうし、またその後も引き続き都野郷に権益をもっていたことからすると、その投降に際しての条件もそれほど厳しいものであつたとは考えられない。⁴⁵⁾ 都野氏は最後まで抵抗を続けることにより、どうかその存続の基盤だけは確保しえたと考えられるのである。

しかし、その存続が許されたとはいへ、この時期の都野氏にはもはや中世成立期にみられたような勢力はなかつた。まず何よりも、至徳二年（一三八五）大内弘茂から周布因幡入道に有福村が預けられたことからもうかがわれるように、かつての加志岐別符は完全に都野氏の手を離れ、残された都野郷についても、たとえば永徳元年（一三八一）同郷内加久志村半分が大内弘茂から和田士貞御坊に安堵されたように、もはや一円的所領ではありえなかつた。そして何よりも一族内部の矛盾・対立も一層激しくなり、ますます勢力を後退させることになつたと考えられる。先述のように、その間の詳しい事情は明らかでないが、史料五で問題となつた長祿四年（一四六〇）ごろの多嶋神社の神主職と社領支配権をめぐる対立も、こうした状況のもとでひき起こされた事態だつたのではなからうか。

ではこの間、都野氏はこうした内外からの危機に対し、どういう形でこれに対抗しようとしたのであろうか。この点で、まず第一に考えられるのは、室町幕府に忠勤を励み、幕府権力に頼つて内部矛盾を抑え、また勢力を回復することであつたと思われる。永享一二

年（一四四〇）の一色氏・土岐氏兩陣への参戦⁴⁸⁾、あるいは寛正二年（一四六一）の河州淀子合戦への参戦などは、いずれもそうした都野氏の姿勢を示すものであろうし、さきの長祿四年の多嶋神社問題をめぐる室町幕府の裁定も同様に理解すべきものであろう。これに対し、もう一つ第二点として考えられるのは、応仁二年の朝鮮への使節派遣である。「北江津太守平吉久」の名による朝鮮への使節派遣は、単に対外貿易による利益の獲得というだけでなく、外国と結ぶことによつて地域社会の中での優位を保つことに、もう一つの重要なねらいがあつたと推定される。これは周防大内氏や石見周布氏など、この時期の守護・国人層に共通してみられる特徴であつたと考えることができよう。⁵⁰⁾ いずれにしても、このようにいわば外的な権威や権力と結んで地域支配権力の安定と向上、所領の回復をはかるといふのが、南北朝末～室町期の間の都野氏の対応の特徴をなしていたと思われる。しかし、こうした対応によつて問題を解決することはやはり困難なのであつて、自らの支配権力構造・支配体制そのものの変革こそが課題であつた。そしてそれは、ようやく戦国期に至つて実現された。

(三) 戦国期

戦国期における都野氏の動向で注目されるのは、次の三つの点である。そのまず第一は、天文末～永祿年間の都野隆安（保）の時代に都野氏の家中奉行制が採用され、都野氏権力の組織体制強化とその「公権力」化が進められたこと、第二は、前節で述べたように、同じくこの隆安の時代にその拠点が郷田龜山城に移され、水運の発

展に積極的に対応する姿勢が示されたこと、そして第三は、龜山城近くの観音寺が都野氏の菩提寺と定められ、この観音寺を中心として二宮多鳩神社に対する統制が強化され、新たな形でその再編成が進められたこと。これら三点は相互に密接に連関しあっており、そしてこれら全体を支えるものとして、毛利、吉川氏との連携（毛利氏権力への服属）があった。以下、第一、第三の点を中心に、若干の補足を行っておくことにしたい。

まず第一の都野氏の家中奉行制についてみると、史料上それは「家中年寄」⁽⁶¹⁾、「都野氏」⁽⁶²⁾代官⁽⁶³⁾などとしてみえ、都野氏の意を体して上級権力等との接衝に当ったり、また家臣への知行安堵等を行ったりしている。その内部構造は必ずしも明確でないが、一般に家老・年寄・老臣などと称される上層部分と、いわゆる奉行人と称される下層部分とからなり、前者は都野氏のとりまきとして直接その権力を支え、後者はその指揮下にあつて領主権力の執行、その実務に携わつたと考えられる。これを時間的な経過に即してみると、まず前者が形成され、そののち権力機構の整備にともなつて後者が成立したと考えてよいであろう⁽⁶⁴⁾。史料によつてみると、前者としては史料二にみえる都野氏・上田氏・飯田氏のほか大島氏・多田氏等⁽⁶⁵⁾が、また後者としては「きすや」氏・林氏・小林氏・竹田氏・東氏等⁽⁶⁶⁾の名が見出される。これら家中奉行各氏の歴史的・階級的な性格を個別に明らかにすることは、史料の制約もあつて現状では困難だが、都野氏・大島氏・飯田氏がいずれも都野氏一族であり、「きすや」氏以下がともにこの時期はじめて史料上に姿を現わすことなどから考えると、主として前者は都野氏一族（庶子家）と有力被官、後者は戦国期に

至つて成長をとげてきた土豪層の中から新たに奉行人に拔擢された、そういう意味での有力被官によつて構成されていたのではないかと推定される。

右のような都野氏の家中奉行が何時成立したのかは、これまた明確でないが、次の史料はこれについて考える上で一つの参考となるであろう。

(史料六)

弘治三(正安) 今度隆兼家中依(正安)小林大和守他出、境目之郷事候間、彌無二可預

御入魂之由、御神文祝着候、然間此方之儀、淵底上田因幡守方

江如申候、御方於御馳走者、我等儀諸事聊以不可有疎意候、若

此旨偽候者、可罷蒙

日本国中小神・日本国中小神祇・八幡大菩薩・殊殿嶋両大

明神御野候、猶上田因幡守尉江申候、恐々謹言

弘治三(正安) 七月十日

隆元 御判

元就 御判

都野刑部小輔殿御返報

右の史料は、従来大内・小笠原氏の配下にあつて毛利氏と対抗関係にあつた都野氏が、神文を捧げて毛利氏に服属したことを示すものであるが、ここで問題となるのは、都野氏の意を体して毛利元就・隆元のところへ派遣されたと推定される上田因幡守についてである。この上田因幡守が具体的に誰を指すのかは明らかでないが、都野氏権力の中において占める位置やその時期等からみて、これが史料二にみえる上田因幡守と同一人物であることは、おそらく疑いないところであろう。すなわち、上田因幡守は都野氏家中奉行（年寄）の

一人として、あるいはそういう地位にあるが故に都野氏の名代として毛利氏権力への服属という重大な任務を帯びて派遣されたと考えられるのであつて、私達はこのことから都野氏家中奉行の成立が弘治三年（一五五七）の毛利氏への服属以前に属することを知らることができる。しかし同時に注目されるのは、右の史料がそうした都野氏家中奉行の存在を示す初見史料でもあるということ、従つてその本格的な活動や体制整備を示す史料がいずれもこれ以後に属するということである。そうだとすれば、実質的には弘治三年以前に家中奉行制に等しい体制が形成されつつあつたとはいへ、それが本格的かつ制度的に整備・構築されていつたのは弘治三年以後、すなわち毛利氏権力への服属を契機とするものであつたと考えることもできるであろう。右の二つの解釈のうち、いずれが事実であつたかは容易に判断できないが、都野氏にとつて毛利氏権力との結合（服属）がその支配体制・支配権力の安定に大きく与つて力があつたことは明らかであつて、その点からすれば、後者の可能性の方がより大きかつたと考えるのが妥当なのではないだろうか。

次に第三点についてみると、ここでは次の三つのことが注目される。その第一は、史料一・二およびそこで述べたことからうかがわれるように、都野氏が毛利氏に服属した弘治三年前後、二宮多鳩神社およびその別当寺（一般には、大宝坊・松林坊・玉林坊・東坊・西坊の五坊とされる）の所在する上村⁶⁹は福屋方の支配下にあり、都野氏による多鳩神社支配も著しく形骸化しつゝあつたと思われれること、そして明証には欠けるものの、実際にこれらを支配していたのは都野氏の一族神村（上村）氏ではなかつたのかと考えられること

である。神村氏については、永祿四年（一五六二）二月二日の国司元相宛毛利元就同隆元連署感状⁶⁸に附された副書の中で、福屋兼正（正しくは隆兼）が次男の福屋次郎と神村下野守・牛尾次郎左衛門に川上松山城を守備させておいたところ、同年二月六日毛利元就・隆元軍がこれを攻撃した、と記されており、『陰徳太平記』はこの神村下野守を上村下野守長武だとしている。一方、岡本文書に納められた天文一三年（一五四四）九月一日上村下野守兼高申状⁶⁹によると、小石見郷内の所領をめぐつて上村兼高は岡本氏と論争を展開しており、上村兼高が神村長武と同様福屋氏の家臣であり、かつこの近辺に上村（神村）を称する地が都野郷上村を除いて他にないことからすると、この両上村（神村）はともに都野郷上村に拠点をおく領主であつたことが推定される。上村兼高は神村長武の父もしくは伯父に当たる人物だつたのではないだろうか。そしてこの上村が先述のように二宮多鳩神社の所在地であり、都野氏の所領の重要な一角を構成していたことを考えると、この上村（神村）氏とは都野氏の一族であり、都野惣領家との対抗関係から福屋方につき、その有力被官となつたのではないかと推測されるのである。あるいは、その北側に境を接する都野郷に勢力を拡大しようとならつていた福屋氏が、都野氏一族内部の対立を利用して上村氏に圧力を加え、これを支配下に取り込んだのかも知れない。いずれにしても、上村地域が上村氏の福屋氏への服属を通して福屋氏の勢力下におかれていたとすると、少なくとも天文永祿初年の間（それはちょうど都野隆安の時代に当たっている）多鳩神社の支配権も実質的には都野氏（惣領家）の手を離れていたであろうし、もし仮に多鳩神社のみ依然と

して都野氏の管轄下にあつたとしても、その宗教的機能が著しく空洞化していたことは否めないであろう。加えて、先述のように、日子氏権力と結ぶ出雲日御碕神社が波子浦に拠点を設けて勢力を拡大しつつあつたことは、都野氏に新たな対応を求めることになつたと考えられる。それは、多嶋神社に代つて、日御碕神社権力（波子浦十羅刹女社）に対抗しうる、そうした都野氏の領域支配をその内側から支える宗教的権威を新たに創立することであつた。注目すべき第二の点がこれである。

臨済宗郷田観音寺は、南北朝初期の康永年間（一三四一―四五）足利直冬によつて、あるいは足利尊氏によつて建立されたといわれ、その創建の経過やその時期については明確でない。しかし『東福寺誌』には、石見江田村月眺山観音寺の開山東福鑑翁昭（東福二十二世、万寿二十二世）が延文五年（一三六〇）一月四日に没したと記されており、同寺が都野郷の領有を契機に石見国に教線を伸ばした東福寺僧の活躍によつて成立したことは疑いないところであつて、府中安国福園寺・益田医光寺・浜田龍勝院・同西蔵寺・有福福泉寺・河上清泰寺・敬河靈泉寺をはじめ、石見国はこれ以後但馬・因幡・伯耆等とならんで山陰における禅宗（とくに東福寺派臨済宗）寺院の重要拠点の一つとなつた。ところで、郷田観音寺についてみると、南北朝・室町期の同寺の具体的な内容を示す史料は何一つ残されておらず、同寺が史料上に姿を現わしてくるのは戦国期、それも都野氏との関係においてである。現在観音寺が所蔵する文書のうち最も時代の遡るものは、文蔵主に観音寺を預けることを伝えた弘治二年（一五五六）一〇月一七日都野隆安預ケ状で、翌年四月同じく都野

隆安に観音寺恵皓書記に普濟寺を預けている。これ以後、観音寺には慶長年間に至るまでの文書十通が残されているが、それらはすべて都野氏もしくは都野家奉行人の発給した文書であり、かつ同寺が都野氏の菩提寺とされ、隆安のものと伝えられる墓石以下が存在することから考えると、こうした都野氏と観音寺との関係は隆安の時代に生じたものであることが知られる。隆安は文蔵主と結ぶことによつて観音寺を都野一族の新たな精神的紐帯となし、そのことによつて一族結合の強化と都野氏権力の安定化をはかろうとしたことが考えられるのである。そのさい、とくにここで注目しておく必要があるのは、隆安が文蔵主に観音寺を預けた時期が都野氏の毛利氏への服属の直前に當つていたことから知られるように、隆安による右のような対観音寺政策が、本拠地の郷田龜山城への移転、都野氏家中奉行制の成立、あるいは毛利氏権力との結合（服属）など、隆安によつて推進されたこれら一連の政策と緊密に連動し、その重要な一環をなしていたと考えられることである。つまり、隆安による対観音寺政策は、単に新たに菩提寺と設定するという個別的な問題にとどまらず、地域的支配権力としての都野氏支配権力体制の思ひ切つた転換＝刷新、二宮多嶋神社を中心としてそれによつて担われてきた中世荘園制的支配体制（中世石見国一・二宮制）からの脱却という、より本質的な問題を含んでいたと考えられるのである。

そして、右のような政策転換を経た後の都野氏は、以後これに対応する神社政策を展開していくこととなる。これが第三の論点であるが、これに関してまず注目されるのは、永祿五年（一五六二）正月二九日の判物において、都野隆安が太平寺に問題ありとしてその

知行をさきの観音寺文蔵主に命じていることである。太平寺というのは、多鳩神社別当寺の一つ、西坊（太平坊ともいう）の後身で都野郷飯田にあったと言われており、右にいう問題（史料上は「煩」とある）がいかなる事態を指すのか明らかではないが、時期的に福屋氏、神村氏の没落期に当たっていることから考えると、多鳩神社の支配、管理にかかわる問題の一つではなかったかとも推定される。その内容はともかく、ここで注目されるのは、多鳩神社にかかわる問題を観音寺（文蔵主）に処理させようとしていること、つまり多鳩神社を観音寺の管轄下におこうとしていることである。かつて多鳩神社の祭祀権をめぐって深刻な対立を展開した時代とは、明らかに様相の変化が認められるのである。そしてさらに注目されるのは、この後天正一四年（一五八六）都野経良が大檀那となつて、かつての式内社山辺神社が再興されたことである。山辺神社は別称祇園社ともいい、七月一四日に開催される江川河口部での水上渡御神事（ホーラエツチャ）は、今日も石見三大祭の一つとして知られ、その祭礼内容は、江津が北前船の寄港地として賑わつた近世江戸期に整えられたといわれる。拠るべき確かな史料のない現状では推測を重ねる以外に方法はないが、右のような祭礼の原形はすでにこの中世末期、都野氏が郷田亀山城に拠点をおいていた時代に形成されていたのではないだろうか。水運に長けた領主としての評価を得た都野氏が、かつての多鳩神社に代る祭礼の場としてこれを重視したことが推測されるのである。

さて、以上に述べたように、上には毛利・吉川氏と結び、内部では家中奉行制をしいて一族ならびに家臣団の統制を強め、またこれ

に対応する宗教構造等を整えることによつて、ようやくここに都野氏の領主権力は一定の安定をみるに至つた。中世都野氏の最盛期はその成立期を除けば、戦国末期に至つてようやく達成されたと考えられるのである。このことを最もよく示すのが、天正一五年（一五八七）六月五日の益田元祥外十四名連署起清文で、ここでは益田・周布・出羽・佐波など出雲・石見に勢力を誇つた有力国人層と肩を並べて都野経良が吉川元長・経言（広家）に忠誠を誓っている。今日数多く残されている中世石見の国人一揆契状に都野氏があつた事例は、少なくとも現状では全く知られていないのであつて、この点からいつても戦国期の都野氏の浮上には注目すべきものがあつたといえよう。しかし、このような都野氏の成長と支配体制の安定も、所詮は戦国大名毛利氏権力との連携・結合の中で獲得されたものであつたため、関ヶ原合戦の敗北にともない、やがて萩・岩国へと転封されることとなつたのである。

五、むすび

以上、本稿では、諸先学によつて提示された江津地域の地域史像を再検討するという観点から、中世都野郷と都野氏について極めて大雑把な分析を試みた。その内容はあらためて要約する必要もないと考えるので、それはすべて省略することとし、ここでは本稿の残された課題と今後の地域史研究の方向について一言述べ、本稿を終えることにしたい。

ここでのべておきたいと思う一つのことは、最初にも断つておいたように、本稿での分析が地域史研究に課せられた課題との関係

からいえば、極めて部分的で初歩的なものにすぎないということである。そして、ここで初歩的・部分的というのは、もちろん都野氏や都野郷についてなお不明な部分が多い、あるいは本稿の分析にもなお検討を要する部分が少なくないこと、また都野氏以外の福屋氏や河上、都野氏等についても分析を進める必要があるということとを排除するものではないが、それ以上に次のことを意味している。すなわち、本稿で分析を試みたのは、専ら中世都野氏の平安末期から戦国期に至る所領支配の歴史の変遷過程であり、それもこの所領支配をめぐって都野氏がこれにどう対応したかという、中世封建領主都野氏それ自体についての分析にとどまっており、中世都野氏や都野郷を含めた地域社会の全体状況、そしてそれを最も強く規定し続けた地域住民Ⅱ中世民衆の動向とその歴史的成長過程、あるいはその中世民衆と都野氏との矛盾・対抗関係のあり様とその変化、それに対する都野氏の対応とその変化、これら地域史研究が最もその精力を費やして説明を進めなければならない諸問題が、極めて不十分な形でしか扱われていないか、もしくはほとんど分析の外におかれてしまっている、ということである。この点は、予め断っておいたところであるとはいえ、あらためて厳しく総括なされなければならぬであろう。本稿の残された課題として、ひき続き分析を深めていきたいと考える。

ところで、もう一つの問題は、地域史研究の課題が右に指摘した通りだとしても、史料制約の著しく大きい島根（とくに石見）地域史研究の現状においては、これを文字通りに分析・追究することが極めて困難であり、不可能にさえ思われる。いったいこうした現

状をどのようにして突破していけばよいのか、ということである。

この問いに対する解答はいくつか用意することが可能だと思われるが、本稿との関係からいえば、中世民衆の側に視点をすえた中世都野郷・都野氏分析というのが考えられるであろう。それが実際どこまで歴史具体的な歴史像に結実しうるかはともかく、例えば中世都野氏の所領支配をめぐる歴史の変遷過程ひとつをとってみても、これを中世都野氏の個人的な欲望の追究や自己運動の過程としてではなく、その支配下にある広汎な民衆との厳しい緊張関係、矛盾・対抗関係の中においてとらえる、そういう分析視角を堅持することである。そしてそういう視角に立つてみるならば、たとえば都野隆安から経良・家頼に至る戦国末期の都野氏は、いったいどう評価しうるのか。それは中世都野氏（中世武士）の最高の到達段階といえるのか。それとも関ヶ原合戦の敗北でもって、一挙に地域社会から姿を消してしまうような、一見強力にみえても、実際のところは地域民衆によつてぎりぎりのところまで追いつめられた、そういう深刻な矛盾をかかえこんだ歴史的段階といえるのか。その評価はそれほど単純かつ容易ではないにしても、地域社会の歴史的段階やその具体的様相を説明していく上に多くの問題を提起するであろうことは疑いない。本稿についていえば、視角としてはこれをもちながらも、具体的な分析においては極めて不十分なままで終ってしまった。これもまた本稿の大きな弱点であり、あらためてその克服と、地域史研究の新たな前進に向け努力したいと考える。

注

(1) 多鳩神社は、現在は江津市二宮町神主にあり、近世においても神主村に属していた。しかし、中世にあつては、都野郷上村の内にあつたようで、それは天正十二年（一五八四）二月二〇日都野経良知行宛行状（飯田文書）に関連して作成されたと推定される年月日未詳上村宮迫方屋敷注文（同上）に、上村宮迫方の屋敷として大宝坊・松林坊・松林坊・笛大夫屋敷以下が記載されており、大宝坊・松林坊が多鳩神社の別当寺で多鳩神社に近接して存在したと考えられること、また「宮迫方」という場合の宮とは多鳩神社を指すと考えられることなどから、それがうかがわれる。立地条件等からみて、中世と近世以後とで多鳩神社の所在地が変更（移転など）したとは考えられないから、おそらく領域区分の変更にもなつて、中世上村から近世神主への変動が生じたのであろう。

(2) この点に関しては、拙稿「石見中世史研究をめぐる二・三の問題」（『郷土石見』一八号掲載予定）を参照されたい。

(3) 『萩藩閥閥録』（以下『萩閥』と略す）巻二一周布吉兵衛

(4) 「飯田文書」（『石見瀉』五）

(5) 「益田文書」（拙稿「貞応二年石見国惣田数注文の基礎的検討」

『山陰史談』一八所収）

(6) 『那賀郡誌』四六四ページ

(7) 「飯田文書」（『石見瀉』五）

(8) このことから、飯田氏は婚姻を媒介として都野氏と一族関係

にあつたと推定される。

(9) 久利別符・久利郷については、山根正明「石見国人久利氏の成長過程について」（『山陰史談』二）および山根氏前掲『江津市誌』上を参照されたい。

(10) このことは、例えば国造出雲氏・在国司朝山氏（勝部氏）などの伝統的在地勢力が国衙機構の中に大きな比重を占めた出雲国においても、建久二年（一一九二）七月日出雲国在庁官人等解（千家文書、『鎌倉遺文』五四三）に二名の在庁官人中原氏が見出されることなどから推定することができよう。

(11) 「宇津巻文書」（『石見瀉』五）

(12) 本文書は、もと有福八幡宮に所蔵されていた（現在は紛失して所在不明）のを、慶応三年（一八六七）九月七日上有福村の庄屋千代延則暢が同社家門氏より借用して筆写したもので、その写本は現在千代延尚氏によつて所有されている。筆者が本文書の所在を知つたのは、江津市都野津町国澤左奈為氏の御教示によるものである。本文書閲覧をはじめ種々の便宜をはかり、また貴重な御教示を賜わつた国澤氏に対し、深く感謝の意を表したい。本文書は、『二宮村史』が「有福村大恵古伊藤氏は、徳治二年古文書を持つて居る」と指摘してはいたが、一般には知られていない未公開文書で、もちろん瀬野精一郎氏の編になる『鎌倉幕府裁許状集』（上・下）にも収められていない貴重なものである。よつて、今後の便宜のため、ここにその全文を紹介しておくこととする。

石見国賀志岐別符^有地頭伴三実長後家妙蓮并子息道智与

狩野六郎左衛門尉貞親代朝能相論妙蓮同道智等分領事

右、就道智之訴、番一問一答訴陳之処、今年十一月廿三日両方出和与状畢、如彼状等者、石見国賀志岐別符地頭有福伴三実長後家妙蓮并子息道智等狩野六郎左衛門尉貞親代朝能相論所領事、妙蓮并道智者、貞親乍令拜領実長嫡子実保分領五分一、押領後家道智各別安堵之地、奪取資財物之條、無謂之由、訴之、朝能亦実保跡事、為勲功之賞被宛行之処、妙蓮等同心実保、違々背御下文、追出使者、致種々狼籍之間、敏訴申之処、恐自科還而及濫訴之條、罪科難遁之旨、論之、仍相論非無其煩之間、以和与之儀、妙蓮道智等知行分者、任建治元年御下知讓状之旨、可令知行也、於実保跡五分一者、朝能可被領知也、相互可守此旨、若令違背者、可申行罪科云々者、両方出和与状之上者、不及異儀致、然者守彼状等、相互可致其沙汰之状、下知如件

德治二年十二月七日

金沢貞頼
越後守平朝臣（花押）

(13) 『萩閥』卷八五都野三左衛門

(14) 『岩国藩中諸家古文書』大嶋省三郎（岩国徴古館所藏）

(15)・(16) 「仁井屋文書」（江津市嘉久志町三浦義臣氏所藏）

(17) 山根正明氏前掲『江津市誌』上、六八一ページ以下参照。

(18) 但し、山根正明氏前掲書（注17）は、長禄四年以前、とくに南北朝期の多嶋神社神主を長瀬八郎と考える点で、『那賀郡誌』以下とはその見解を異にしている。これは、次に掲げる史料（注19）に「去七月五月、市山城御敵新田左馬助・福屋弥太郎・高津余二・津野神主・長瀬八郎以下打寄之間」とある「津野神主・

長瀬八郎」の部方を、津野神主と長瀬八郎と理解したことによるものである。こうした史料解釈の可能性を完全に否定し得ることはもちろんできないが、本文書以外に津野（都野）神主が長瀬氏であったことを示す史料がなく、また後述するように都野神主が都野氏であったと推定されることからすれば、山根氏のこの史料解釈には直ちに従いがたい。

(19) 「庵原文書」（『新修島根県史』史料篇1、四八五ページ）

(20) 『萩閥』卷六五三井善兵衛

(21) 『萩閥』卷四三出羽源八

(22) 文永八年二月一日出雲国杵築大社三月会相撲舞頭役結番帳（千家文書、『鎌倉遺文』一〇九二二）

(23) 「内田文書」（鈴木国弘編『俣賀家文書』・参考史料II）三〇
(24) 都野氏の本拠地が神主高田城から郷田亀山城に移ったのではないかとの推定は、すでに深野徳丸氏の提起するところであつて、筆者も論拠は若干異なるものの同様に考え、深野氏の見解を支持するものである。深野氏の見解は「石見瀉」八「特集・アルバム・江津市の山城」の中の「亀山城」の項（深野氏執筆）に示されている。

(25) ここで述べた神主氏・上村（神村）氏の内、上村氏については次節であらためてふれる予定であり、とくに問題はないと考えるが、神主氏については、こうした推測を行うことに若干の疑問もある。というのは、神主氏は都野氏の一族庶子家ではなく、都野惣領家そのものの別称であったかも知れないし、そもそも中世都野郷内に拠点をおく神主氏などという一族がはたし

て存在したのかどうか、それ自体にも問題があると思われるからである。これまで『那賀郡誌』、『二宮村史』以下において、神主氏の存在が考えられてきた背景には、これまた明確でないが、主として次の二つの論拠があつたといつてよいであろう。その第一は南北朝期の史料にみえる「津都(都野)神主」が神主兵庫重武であること、第二に、『陰徳太平記』に永祿四年(一五六一)十一月、福屋方の使者(人質)として稲光内蔵大夫とともに毛利氏のもとに遣わされた人物として神主内蔵介の名がみえ、それはさきの神主兵庫重武の末裔に当ること。この内、第一の論拠が認めたいことは先述した通りであり、論拠は第二点のみということになる。ところで、信頼のおける確かな史料によつてみると、「神主」氏に関しては次の二つの史料をあげることができる。その一つは、島根県立図書館架蔵謄写本『小笠原文書』所引「長江寺文書」の中に、年末詳二月一日益田藤兼書状があり、その宛先が福屋兵部大輔とならんで「神主越前守」とされていること。もう一つは、「岡本文書」(島根県立図書館架蔵謄写本)の中に、東方豊後守あての天文二四年一〇月四日神主越前守兼貞判物が見出されること。この二つの史料は、福屋兵部大輔が福屋隆兼を指し、時代的にほぼ同じ時期に属すと考えられるから、両史料にみえる神主越前守は同一人物とみてまず誤りないであろう。そして天文二四年判物の内容から判断すると、その発給主体は三宮黒川神社神主岡本氏に比定すべきであり、従つて「神主越前守」とは岡本兼貞の別称に他ならないと推定される。すなわち、中世の岡本氏は三宮黒

川神社の神主であつたことから、「神主」氏をもつて呼ばれることもあつたと考えられるのである。もっとも、この天文二四年前後には何名かの兼貞を称する人物が存在していたようで(岡本文書には、①天文七年一二月八日岡本左衛門尉兼貞、②天文一一年四月吉日岡本下総守兼貞、③天文一六年五月三日兼貞、④天文二〇年六月五日岡本下総守兼貞、⑤永祿五年二月一五日岡本弥八郎兼貞などがみえ、この内①・②・④は同一人物だが、これと③およびさきの天文二四年神主兼貞とはその花押が微妙に異なつており、また⑤は無署名で確認ができない)、文書原本がみられない現状では、神主越前守兼貞が具体的に誰に比定できるかは不明といわざるをえない。しかし、少なくとも長江寺文書、岡本文書等にみえる神主氏がいづれも岡本氏であつたことはまず疑いなくと考えられるのであつて、そうだとすれば、『陰徳太平記』にみえる神主氏もまた岡本氏であつた可能性が極めて高いということになろう。『那賀郡誌』以下の理解を支えていた論拠は、第二点についても考えてもこれを認めることができないのである。ただ、以上のように考えてもなお、現実(神主・上村両村が存在し、かつ上村氏の存在が想定されるとすれば、これに対応する神主氏の存在を完全に否定してしまうことはできないのであつて、ここでは当面その最終的な判断を留保して論を進めていくことにしたい。

(26) 以上の点に関しては、拙稿「中世山陰における水運と都市の発達」(有光友学編『戦国期権力と地域社会』所収)を参照されたい。

(27) 注(26)参照

(28) 注(26)参照

(29) 「仁井屋文書」

(30) 「岡本文書」

(31) 現在の都野津は砂の堆積と海退により大きくその姿を変え、

かつてどこに港があったのか、現在の景観からは想像もできない状況にある。しかし、江津市役所に保管されている明治二二

年正月（大正四年正月改写）の「那賀郡都野津村地図」によってみると、かつての都野津は現在の国鉄都野津駅から江津高等

学校に至る間にあり、江津高等学校および大年神社の北の方、遠見山の東・南側に「大浦」を称する小字地名が集中的に存在

している。また江津高等学校のグラウンド西端を南北に突っ切る形で「跡市道」の小字地名を検出することができる。今回の

調査では、まだ十分にかつての都野津を復元できるところまで至らなかつたが、以上のような小字地名の配置から考えると、

かつての都野津港は右の「大浦」地域にあり、その西側に都野津の町場が形成され、跡市と結ばれていたという景観を推定す

ることができるのではないだろうか。一説には、都野津大年神社後背地のこの大浦地区からは、享保ごろ（一八世紀初頭）鉄

が船積みされていたともいわれ、鉄の積出しはともかく、ここに港があったことは推定してよいように思われる。今後あらためて考えてみたい。

(32) 田中健夫『中世対外関係史』一八二〜八ページ。

(33) 寛正二年（一四六一）八月二日の足利義教御教書（『教閑』

卷八五都野三左衛門）によると、都野次郎左衛門尉は石見守護山名是豊の指揮下に河州淀子合戦に参加しており、前年（長禄四年）の室町幕府奉行人連署奉書（史料五）にみえる都野美濃守保重のあと、都野家を相続し、応仁二年当時もその地位にあつたと考えられる。

(34)・(35) ともに島根県立図書館架蔵

(36) 「日御碕神社文書」（『新條島根県史』史料篇1、二八六ページ）。なお、日御碕神社では平安末期以来波子浦を領有していた

とし、これを裏付ける文書も多いが、それらはいずれも後世に作成された偽文書であり、波子浦が日御碕社領となつたのはこの大永三年が最初。本文書はそのことを示す確実な初見史料である。これらの点については、拙稿「中世日御碕神社の虚像と

実像」（『大社町史研究紀要』一）を参照されたい。

(37) 年末詳二月七日大内義隆書状（『石見小笠原文書』、拙稿「島根大学附属図書館架蔵石見小笠原文書について」、『山陰地域研究（伝統文化）』一）。なお、ここで序ながら都野氏と小笠原氏

との関係について述べておくと、「飯田文書」に収められた大永三年（一五二三）五月一三日の知行宛行状について、その発給

主体「長弼」を小笠原氏と考え、この時期飯田氏は小笠原氏の支配下にあり、後都野氏に従つたと一般に理解されている。こ

れは、『島根県史』が本文書中に「対当波・成競望候」とあるのを、「対当波・成競望候」と読み誤り、「佐波」を小笠原氏

と鋭い対抗関係にあつた佐波氏と理解し、また小笠原氏が「長」

を通字とするところから、本文書を小笠原長弼が佐波氏との対

立にさいし飯田氏が忠節をなしたとして給地一町を宛行つた文書だとした(第七卷、七二二ページ)の一端を発している。この後、この理解は「佐波」が「波佐」と訂正された後も、『新修島根県史』史料篇1、『石見潟』五と受けつがれ、『江津市誌』上では、「いかなる理由から(飯田氏が)小笠原氏に参陣することになったか、都野氏あるいは福屋氏との関係はどう調節されたのか、疑問は広がる」(六九八ページ)としながらも、なお長弼を小笠原氏と考え、「飯田氏が小笠原氏の羈絆を離れて都野氏に従つたのは、天文九年(一五四〇)以降遅くとも天文二十一年(一五五二)までの間」(六九九ページ)であつたと推定している。しかし、こうした理解には大きな疑問があり、筆者は大永三年文書の長弼は都野長弼と理解すべきだと考える。その論拠は以下の通りである。(1)この大永三年当時の小笠原氏は弾正少弼長徳の時代であり、この時期の小笠原氏に長弼なる人物は存在しない。とくに本文書のような知行宛行状は小笠原長徳もしくは奉行人以外にその発給主体を求めることができず、それに該当する人物を小笠原氏関係文書の中に求めることができないのである。(2)逆に、都野氏はこの当時都野長弼が惣領の地位にあつたと考えられること。都野長弼関係文書としては、享禄五年(一五三二)九月十五日都野遠江守長弼宛大内義隆袖判下文(『萩閥』巻八五都野三左衛門)と、本注にあげた年未詳二月七日大内義隆書状の二通があり、山根氏も指摘するように、享禄五年文書には若干の疑問もある(六八七〜八ページ)が、都野長弼がこの当時の人物であつたことは推定してよい。(3)飯田氏

は都野氏の一族として後都野氏の被官となつた領主であり、都野氏とのこの関係はこの時期の前後を通じて変化なかつた。その飯田氏が山根氏も認めているように、直接小笠原氏から軍勢催促を受け恩賞に預かることは考えられない。『島根県史』『新修島根県史』史料篇1ともに、史料の誤読・誤植はその数極めて多く、原文書による校訂なしに使用しえないことを、私達は知っておかねばならない。

(38) 注(36)拙稿参照

(39) 慶長九年(一六〇四)頃に作成されたと思われる。「石見国惣寺社領石高付帳」(島根県立図書館架蔵謄写本「岡本俊信所蔵文書」)によると、波子村十羅刹女は一五石の社領をもち、この周辺では二宮大明神(三六石六斗五升)についてその規模が大きかつた。ちなみに、十羅刹女について規模の大きいのは、普濟寺(七石一斗五升)、観音寺(七石一斗)である。

(40) 『萩閥』巻五毛利宇右衛門

(41) 前掲注(24)「龜山城」の項参照。なお、観音寺および後掲の同寺所蔵文書の調査にさいし、江津市江津町浜吉松正氏には格別のご配慮を賜つた。記して感謝の意を表するものである。

(42) 暦応五年(一三四二)六月一八日逸見大阿代子息有朝軍忠状写(『小早川文書』五六八、『大日本古文書』家わけ11)、康永元年(一三四二)六月三日吉川辰熊丸経実須藤景成軍忠状(『吉川文書』一〇五〇、同上九)

(43) 永和二年(一三七六)閏七月二九日室町將軍家御教書(『萩閥』巻一一一周布吉兵衛)、同日付室町將軍家御教書(『萩閥』巻七

益田越中)

(44) 山根氏前掲書五七六ページ

(45) 貞応二年(一二二二)の石見国惣田数注文(『益田文書』、前掲注(5)参照)の都野郷の項に、「半分かんちやうにす、京都をほんに」との割注が付されており、その意味するところは明確でないが、都野氏の幕府方への帰順にともない、東福寺の領有していた都野郷の知行権の半分が都野氏に与えられたことを意味するものかも知れない。なお、都野氏の帰順にさいし、例えば都野氏家督が別の庶子家に与えられるなどのことがあり、それが史料五に示されるようなその後における都野氏一族内部の対立を一層激化させたのではないか、とも考えられるが、現状においてはそれを確かめる術をもたない。

(46) 至徳二年七月二日大内弘茂預ケ状(『萩閥』巻二一周布吉兵衛)

(47) 永徳元年一月三日大内満弘安堵状(『古證文』四)

(48) 年未詳七月五日足利義教御教書(『萩閥』巻八五都野三左衛門)

(49) 年未詳八月二日足利義教御教書(同右)

(50) この点は、筑波大学大学院生関周一氏の御教示による。

(51) 年未詳一二月一二日毛利元就書状(『岩国藩中諸家古文書』四

大嶋省三郎)

(52) 年未詳六月二〇日飯田六郎左衛門申状(『飯田文書』)

(53) もつとも、これは形式的・発生論的にみてのことであつて、機構の整備にともなつて両者は一体化されたと考えられる。

(54) 文禄二年七月吉日飯野八幡宮棟札(『飯田文書』)に都野俣熊

丸の代官としてみえる大島弥次兵衛と多田彦右衛門尉は、慶長三年一月二八日普濟寺領寄進付立(『観音寺文書』、『石見瀧』八)を付して寺領を寄進している。この他、注(5)文書では、家中年寄として都野掃部助、上田因幡守のほか「中村」・「半中」の二人をあげている。しかし、ここにみえる「中村」・「半中」が具体的に誰を指すのか、現状では明らかにしえない。

(55) 前掲注(5)文書に「きすや源三郎」「林孫二郎」がみえるほか、文禄四年六月二三日の長久寺への寺領打渡状(『長久寺文書』か、『二宮村史』八六ページ)に「小林与三衛門」「竹之内又右衛門」「東九兵衛」「多田彦右衛門」の四名、同じく文禄四年六月日の飯田久左衛門尉あての知行付立(『飯田文書』)でも右の四名の名が見出される。

(56) 『萩閥』巻八五都野三左衛門

(57) 但し、別当寺五坊がすべて上村にあつたかどうかは明らかでなく、例えば後述する太年寺について、『那賀郡誌』は飯田にあつて今も寺跡在すといひ(四四五ページ)、また『皇国地誌』(『江津市誌』別巻)には、別当寺大宝坊に寺坊七カ所があつて、現在も田島の字名に東ノ坊・西ノ坊・松林坊・玉林坊等がある、として、『那賀郡誌』とは異なる見解が示されている。

(58) 『萩閥』巻一五国司単人。但し、本文書副書の日付は正しくは永禄五年としなければならない。この点については、すでに山根氏の指摘するところである(前掲書六五五ページ)。

(59) 『岡本文書』には、この他天文一六年六月二月福屋正兼書状、同日井頭正公書状にも上村下野守の名が見出される。

(60) 『皇国地誌』(郷田村誌)は足利尊氏による創建、『江津市誌』下は足利直冬による創建という(八五三ページ)。

(61) 「東福末寺志」四一〇ページ

(62) 従来、中世石見地域の宗教はもっぱら真宗のみに焦点をあわせて検討が行われ、その他の宗派、とくにここで指摘した禅宗の問題は矢富熊一郎『石見医光寺史』、同氏『清滝山石見萬福寺史』など一部を除いて、ほとんど未解明なままにおかれてきた。寺門史・宗派史ではない宗教史、思想史としての中世石見地域宗教の歴史分析が必要なのではないか。

(63) 観音寺所蔵文書は、書状一通を除き、残り九通はすべて写本版を添えて『石見瀉』八号に紹介されている。

(64) 慶長二年八月二日観音寺領付立(「観音寺文書」)に、「従先祖為菩提所被付置無相違」とある。

(65) 「観音寺文書」

(66) 『島根県大百科事典』

(67) 「吉川文書」(『大日本古文書』家わけ九)二〇二

〔付記〕

本稿は、一九六一年九月一九日江津市で開かれた島根大学公開講座(石見地方の歴史と文化)において行った、その講義要項をもとに文章化したものである。本稿の作成にあたり、本文で述べた方々の他、「仁井屋文書」の所蔵者三浦義臣をはじめ、多くの方々の御教示と御協力をいただいた。一々名前をあげることは省略させていただくが、あらためて深く感謝申し上げます。

なお、本研究は、昭和六一年度文部省科学研究費補助金一般研究(A)、研究課題「古代出雲文化の展開に関する総合的研究―斐伊川下流域を中心として―」(研究代表・田中義昭)に関わる研究成果の一部である。